

## 鳥獣保護管理法第 38 条の改正に向けた動きについて

R6. 7. 8 現在 鳥獣対策係まとめ

- 環境省設置「鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会」で検討された内容は、次のとおりです。

### 【現行法で対応できない状況】

#### ①銃猟ができない住居集合地域等にクマ類やイノシシが出没した場合（特に膠着状態等の場合）

- ・警察官職務執行法第 4 条は、人の生命・身体の安全等を確保するための規定であるため、膠着状態等の場合は対応できないことも想定される。
- ・麻酔銃や麻酔吹き矢は、麻酔が効くまでに時間がかかり、かえって対象を興奮させてしまい危険が生じる可能性がある。

#### ②建物内（倉庫や廃屋、建物の中庭等）にクマ類が入り込んだ場合

- ・建物の入り口や建物内にはこわなを設置して捕獲する方法が採用されるが、建物の一部を壊して逃走する恐れがあり、また、確実にわなにかかる保証もなく、捕獲まで時間がかかる。その間、地域住民への精神的被害や建物外への逃走の可能性は生じ続ける。

#### ③はこわなでクマ類を捕獲した後の止めさし

- ・②の状況に対処するため、はこわなでクマ類を捕獲した状況等を想定。捕獲後、はこわなごとクマ類を運搬し、銃猟が可能な場所で止めさしが行われているが、運搬する際に捕獲関係者が生命・身体の危険にさらされることとなる。

### 【法改正の内容について】

- 検討会で取りまとめられた「鳥獣保護管理法第 38 条の改正に関する対応方針」において、下記の法改正を行うことが示された。

- ①大型獣による人身被害のおそれが現に生じている状況において、緊急的に住宅集合地域等における銃猟を特例的<sup>\*</sup>に実施可能とする（第 38 条第 2 項及び第 3 項関係）
- ②建物等に向かって行われる銃猟のうち、建物内にクマ類が入り込んだ場合に、一定の条件<sup>\*</sup>を満たす形で当該鳥獣に対して行う銃猟（麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等を含む。）を実施可能とする（第 38 条第 3 項及び第 38 条の 2 関係）
- ③住居集合地域等における銃猟のうち、はこわなで捕獲したクマ類の銃器による止めさしを実施可能とする（第 38 条第 2 項関係）

- 法改正に当たっては、一定の技能要件を有するものに限り、夜間銃猟についても可能とする方向で検討することが示された。

### 【今後の予定】

- 環境省は次期国会での改正を目指すこととしている。

※ 環境省は、発砲可能条件の整理や対応マニュアルの作成を行う予定

## 参照条文

### ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（抄）

#### （銃猟の制限）

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。

ただし、次条第一項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻醉銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。

3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

### ○警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）（抄）

#### （避難等の措置）

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 （略）